

大東市中学校給食調理配膳等業務委託

実施要領【総合評価落札方式】

令和4年11月

大東市

— 目 次 —

1. 業務名	1
2. 契約期間	1
3. 業務の対象	1
4. 業務内容	1
5. 落札者の決定方法	2
6. 予定価格	2
7. 入札参加資格要件	2
8. 入札失格要件	3
9. 全体スケジュール	3
10. 入札参加資格の確認	3
11. 入札及び提案書類等	4
12. 現地調査及びヒアリング	5
13. 質問書受付	6
14. 落札者の公表	6
15. 契約等に関する条件	6
16. その他の留意事項	6
17. 担当窓口（事務局）	7
資料	8
参考資料（《生徒数の推移（見込み）》）	8



はじめに

大東市では、市立中学校 8 校における中学校給食調理配膳等業務の事業者を募集する。

委託業務を実施する民間事業者の決定にあたっては、価格だけではなく技術力や経営能力等を審査することにより、委託業務の安全性及び効率性を確保したいと考えるため、提案書等の審査を通じて落札者を決定する「総合評価落札方式一般競争入札」を採用する。

1. 業務名

(1) 大東市中学校給食調理配膳等業務委託 東ブロック

(2) 大東市中学校給食調理配膳等業務委託 西ブロック

※件名(1)、(2)の両ブロックの食数を提供する能力がある事業者については、両ブロックの提案を可能とする。

2. 契約期間

契約締結日より令和 9 年 3 月 31 日まで（ただし、業務開始は、令和 5 年 4 月 1 日からとし、契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、業務開始に係る準備（引継）期間とする。なお、準備期間中の経費は、事業者の負担とする。）

3. 業務の対象

(1) 東ブロック 大東市立中学校 4 校の全生徒及び教職員 約 1, 290 名 (R4.5.1 現在)

(2) 西ブロック 大東市立中学校 4 校の全生徒及び教職員 約 1, 730 名 (R4.5.1 現在)

※1 日あたりの最大の食数であり、各校の行事等により食数は異なる。

4. 業務内容

委託業務の実施にあたっては、食品衛生及び公衆衛生に関する法令並びに厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理基準」、「大東市中学校給食衛生管理基準」及び「大東市食物アレルギー対応マニュアル」に従い、以下の業務を行うものとする。

(1) 食材の受け入れ及び保管管理

(2) 給食調理及びランチボックス等への盛り付け・保温食缶等への配缶

(3) ランチボックス等の学級単位の仕分け

(4) ランチボックス等の配送、管理及び回収

(5) おかずのランチボックスはスチームコンベクションオーブンにて再加熱

(6) ランチボックス等の洗浄、消毒及び保管

(7) 残菜の計量及び処理

(8) 配膳室の日常管理及び清掃

(9) (1)～(8)に付帯する業務

※なお、委託業務の仕様は「大東市中学校給食調理配膳等業務委託仕様書」のとおり。

5. 落札者の決定方法

大東市総合評価審査委員会で、「大東市中学校給食調理配膳等業務委託総合評価落札方式における落札者決定基準」に基づき、書類審査、現地調査、ヒアリング等による審査を実施し、落札者を決定する。

6. 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

本委託における予定価格は、以下のとおりとする。

- (1) 東ブロック 1食あたり482.9円
- (2) 西ブロック 1食あたり457.6円

7. 入札参加資格要件

(1) 大東市契約規則に規定する競争入札の参加者の登録をしている者であり、「給食調理業務」で登録し、次に掲げる条件をすべて満たす者。なお、参加資格の基準日は公告日とする。

- ① 法人格を有し、本市との担当窓口となる本店、支店等より大東市教育委員会まで1時間以内で訪問できること。また、調理施設より各校へ1時間以内で配送できること。
- ② 食品衛生法第52条に基づく営業許可を受けていること。
- ③ 現在、学校給食又は特定の人を対象とする集団給食の事業を営んでおり、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、1回300食以上もしくは1日750食以上の提供実績を3年以上有しており、提案書類の内容が、中学校給食調理委託業務の適切且つ確実な実施の面からみて適切なものであること。
- ④ 調理施設に栄養士法第2条第1項の栄養士の免許を有する者を設置していること。
- ⑤ 調理施設に調理師法第3条第1項の調理師の免許を有する者を設置していること。
- ⑥ 基準日より過去3年間、食品衛生に関し行政処分を受けたことがないこと。
- ⑦ 生産物賠償責任保険（PL法に基づくもの）に加入していること。
- ⑧ 他自治体を含め、基準日より過去1年間に給食調理業務委託契約を途中で解約していないこと。
- ⑨ 急に業務履行が不可能となった場合の代行方法を確保できること。
- ⑩ 業務履行が継続できなくなった場合に備え、入札参加資格要件を満たし、且つ当該業務の履行を引き継ぐことができる事業者をあらかじめ連帯保証人として定められること。

(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、参加資格を有しない。

- ① 破産者で復権を得ない者
- ② 地方自治法施行令の規定により入札参加を制限（指名停止もしくは指名保留中）されている者
- ③ 国税又は地方税を滞納している者
- ④ 大東市暴力団排除条例に基づく排除措置対象法人等に該当する者

⑤ 他の応募事業者と資本関係又は人的関係にある者

8. 入札失格要件

事前に教育委員会事務局教育総務部学校管理課において書類審査を行い、次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 入札参加資格要件に該当しない者
- (2) 前記 6 に記載した市の予定価格を超える見積金額を提示した者
- (3) 市へ提出した書類あるいはその内容に明らかな虚偽が認められた者

9. 全体スケジュール

実施スケジュールは以下のとおりとする。なお、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日には行わない。

(1) 全体スケジュール（予定）

項 目	日 程
実施要領等の公表	令和 4 年 11 月 8 日（火）
質問の受付期間	令和 4 年 11 月 8 日（火） ～16 日（水）午後 5 時まで
質問回答期日	令和 4 年 11 月 21 日（月）
入札参加資格確認申請書の受付期間	令和 4 年 11 月 22 日（火）～11 月 29 日（火）
入札参加資格確認の結果通知	令和 4 年 12 月 2 日（金）
入札及び提案書の受付期間	令和 4 年 12 月 14 日（水）～20 日（火）
入札及び提案書の審査結果通知	令和 4 年 12 月 23 日（金）
現地調査・ヒアリングの実施	令和 5 年 2 月 7 日（火）予定
審査結果の通知	令和 5 年 2 月中旬
契約締結	令和 5 年 2 月中旬

(2) 実施要領の公表

令和 4 年 11 月 8 日（火）に実施要領等を、教育委員会事務局教育総務部学校管理課のホームページに掲載する。必要に応じて様式等をダウンロードし使用すること。

10. 入札参加資格の確認

当該業務委託の入札に参加しようとする者は、以下のとおり、申請書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書（様式第 2 号）
- ② 会社概要（様式第 3 号）
 - ・会社の沿革及び組織が分かる書類、服務規程、給与規定を添付すること。なお、会社の沿革及び組織が分かる書類については、PR 用パンフレットでも可とする。
- ③ 決算書類等

法人税の確定申告を行っている事業者

- ・直近３期分の「貸借対照表」及び「損益計算書」の写し、「法人税の確定申告書の控え」の写し（確定申告書に添付した全ての書類）

上記以外の事業者

- ・直近３期分の「貸借対照表」か「財産目録」の写し、又はこれらに相当する書類の写し
- ・直近３期分の「損益計算書」か「収益計算」の写し、又はこれらに相当する書類の写し

④ 納税証明書

- ・直前１カ年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」
※発行日から３カ月以内のもの。複写可。
- ・直前１カ年分の法人都道府県民税納税証明書
※発行日から３カ月以内のもの。複写可。

⑤ 飲食業営業の許可書の写し

保健所が発行する飲食業営業の許可書の写し

⑥ 登記事項証明書（全部事項証明書） ※法人の場合に限る。

⑦ 「７．入札参加資格要件(1)①」を証明する経路図

⑧ 「７．入札参加資格要件(1)⑥」を証明する書類（誓約書可）

⑨ 「７．入札参加資格要件(1)⑦」を証明する書類

(2) 受付期間・提出先

- ・令和４年１１月２２日（火）～２９日（火）午前９時～午後５時
- ・担当窓口（７ページに記載）まで提出すること。

(3) 提出方法

- ・前記(1)①～⑨の提出書類をA４ファイルに左綴じにし、表紙及び背表紙に「会社の商号又は名称」を記載すること。
- ・持参又は郵送（必着）により提出すること。
※郵送の場合は、必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

(4) 提出部数

１部 ※両ブロックとも提案する場合でも、提出部数は１部で可。

(5) 入札参加資格確認の審査結果通知

審査の結果については、文書で通知する。

1 1．入札及び提案書類等

入札参加資格を確認した結果、入札参加可能と認められた者は、以下のとおり、提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書（様式第４号）

- ・提案する件名のブロックに○印を記載すること。両ブロックの食数を提供する能力があり、両ブロックとも提案する場合は、両ブロックに○印を記載すること。

② 図面

- ・調理施設及び設備等の配置平面図を添付すること。平面図には、室内、設備機器の名称を明記すること。
- ・食材及び食品の搬入搬出経路、従業員の入退出経路等の動線を明記すること。

③ 写真

- ・施設内外の主な箇所を撮影した写真を、適宜必要な枚数、添付すること。

④ 見積書（様式第5号）

- ・見積金額には、提案するブロックの1食あたりの見積単価（税抜き）を記入すること。
- ・令和5年度から令和8年度までの期間を通じて平準化した見積金額を記入すること。
- ・見積金額に消費税額を加えた金額が、前記6に記載した予定価格を超える場合は失格となるので注意すること。

⑤ 学校給食実績表（様式第6号）

(2) 受付期間・提出先

- ・令和4年12月14日（水）～20日（火）午前9時～午後5時
※入札参加資格確認の審査結果通知の際、改めてお知らせする。
- ・持参又は郵送（必着）により提出すること。
※郵送の場合は、必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

(3) 提出方法

- ・提案書（様式第4号）、図面、写真、配送ルート計画（案）及び配送車両の仕様（※提案書で求められている提示書類）、作業工程表及び作業動線図（※提案書で求められている提示書類）をA4ファイルに左綴じにし、表紙及び背表紙に「会社の商号又は名称」を記載すること。
- ・見積書（様式第5号）は、糊付け（セロテープ不可）により封緘し、長3の封筒に入れて提出すること。また、封印した面に件名（大東市中学校給食調理配膳等業務委託 ○ブロック）、住所、商号又は名称を記入すること。なお、両ブロックとも提出する場合は、ブロックごとに見積書を作成し且つ封筒も分けること。

(4) 提出部数

正本1部のほか、副本8部を提出すること。両ブロックとも提案する場合でも、提出部数は正本1部、副本8部で可とする。なお、見積書（様式第5号）と学校給食実績表（様式第6号）の提出部数は、正本1部のみで構わない。

(5) 入札及び提案書の審査結果通知

審査の結果については、文書で通知する。

1 2. 現地調査及びヒアリング

(1) 日時及び場所

令和5年2月上旬を予定。日時の詳細及び場所は別途通知する。

(2) 現地調査及びヒアリングの審査結果通知

審査の結果については、文書で通知する。

1 3. 質問書受付

本件に関する質問がある場合は、質問書（様式第 1 号）に具体的な内容を記入し、FAX 又は電子メールにより提出すること。なお、誤送信により質疑回答が行えないことを避けるため、提出後は必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

(1) 受付期間

令和 4 年 1 1 月 8 日（火）～ 1 6 日（水）午後 5 時まで

(2) 質問書に対する回答

質問に対する回答は、令和 4 年 1 1 月 2 1 日（月）、ホームページに掲載する予定。個別には回答しない。

1 4. 落札者の公表

次に掲げる事項をホームページで公表する。

(1) 業務名

(2) 落札者を決定した日

(3) 落札者の名称及び所在地

1 5. 契約等に関する条件

(1) 委託料の支払い

委託料は、令和 5 年 4 月分を初回として、月ごとに支払う。ただし、8 月分については 9 月分とまとめて支払うものとする。受託事業者は、毎月の業務完了報告書を当該月の業務完了後速やかに提出し、市による業務履行確認を経たうえで、当該月分の委託料を請求することができる。市は、適正な請求書を受理した日から 3 0 日以内に委託料を支払う。なお、支払う委託料は、該当月の食数に 1 食あたりの単価（税込み）を乗じて得た金額とする。

(2) 契約保証金

大東市契約規則によるものとする。

1 6. その他の留意事項

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提案書類の著作権は事業者に帰属するが、契約した事業者の提案書類の著作権は、市に帰属するものとする。

(3) 本件の参加にかかる費用は、全て参加者の負担とする。また、提案書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、参加者の負担とする。

(4) 提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。

(5) 提出書類の記載内容に虚偽が判明した場合、本件への参加を無効とするとともに指名

停止措置を行うことがある。

- (6) 本件の参加について、企業連合といった２社（者）以上の事業者で構成される事業体での参加は受け付けない。
- (7) 受託事業者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託事業者は、業務の一部を他人に請け負わせるときは、食品衛生及び公衆衛生に関する法令並びに厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理基準」、「大東市中学校給食衛生管理基準」及び「大東市食物アレルギー対応マニュアル」を遵守できる者に対してのみ、再委託をすることができるものとする。
- (9) 現在、本市の中学校給食を担う予定としている調理施設・設備・運搬車両等がない場合は、市が指定する期限までに提出書類のとおり整備を完了すること。完了の見込みがないと認められる場合には、契約を解除することができるものとする。
- (10) 本件に係る情報公開請求があった場合には、大東市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (11) 提出資料の他、追加資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

17. 担当窓口（事務局）

部署名：大東市教育委員会 教育総務部 学校管理課

住 所：〒574-0076 大東市曙町4番6号

電 話：072-870-9102

F A X：072-872-2941

E-mail：gakuji@city.daito.lg.jp

資料

- 大東市中学校給食調理配膳等業務委託仕様書
- 大東市中学校給食調理配膳等業務委託総合評価落札方式における落札者決定基準
- 大東市中学校給食衛生管理基準
- 大東市食物アレルギー対応マニュアル
- 様式集
 - ・ 質問書 (様式第 1 号)
 - ・ 入札参加資格確認申請書 (様式第 2 号)
 - ・ 会社概要 (様式第 3 号)
 - ・ 提案書 (様式第 4 号)
 - 献立調理法指示書 ※運営点審査項目 3 (運営能力) 関係資料
 - ・ 見積書 (様式第 5 号)
 - ・ 学校給食実績表 (様式第 6 号)

参考資料

《生徒数の推移（見込み）》

(1) 東ブロック

中学校名	生徒数（名）			
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
四条中学校	221	241	250	255
北条中学校	155	142	142	147
深野中学校	403	406	397	384
谷川中学校	347	318	323	291
合計	1,126	1,107	1,112	1,077

(1) 西ブロック

中学校名	生徒数（名）			
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
住道中学校	448	459	434	415
南郷中学校	487	445	415	386
諸福中学校	372	351	325	301
大東中学校	223	210	208	209
合計	1,530	1,465	1,382	1,311